

令和5年第5回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

令和5年5月22日（月）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 令和5年5月22日（月）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市民文化センター4階小ホール

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議案第 26号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 27号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 28号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 29号 非農地証明申請について
- 日程第 6 議案第 30号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第 31号 農用地集積等利用促進計画原案の諮問について
- 日程第 8 議案第 32号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 9 議案第 33号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に係る意見について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	欠	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 義則	○	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長

藤城 輝久 係長

中村 貴啓 主任

安芸高田市産業部地域営農課 末長主査

総会開始 午後1時30分

総会時間 2時間19分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまより、令和5年第5回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の総会に2番 秋國委員さんからご欠席の申し出がでております。お伝えをいただきます。ただいまの出席人員は11名でございます。定数に達しておりますので、これより令和5年第5回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元のほうに配付をさせていただいております。

日程第1 議事録署名委員の指名を行いたいと思います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会則第13条第2項の規定により、議長において行います。8番 黒瀬 忠司委員、9番 仁伍 雅史委員、兩名を指名をいたします。よろしく願いいたします。

ここで議長交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時31分 休憩

午後1時31分 再開

○水重職務代理

はい、それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第2 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より、提案の要点説明をいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○水重職務代理

続いて担当委員の調査報告を行います。

受付番号30、32号について、4番 見坂委員お願いします。

○見坂委員

4番 見坂です。受付番号30、32号について報告します。

5月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地を確認いたしました。

まず30号について報告します。申請地は吉田町●●●●●にある354㎡の畑です。図面番号26-30をご覧ください。よくわかる地図でございます。場所はこの地図でいいますと、中央の左手に●●があります。これが●●●です。●●●の階段を降りまして道なりに降りたところに、●●●●●というのがございます。それを左に入って10mぐらい行ったところに

す。それよりも約2 kmぐらい手前の右手に入ったところに、甲田町●●●●●●●●●●というものが書いてあると思いますが、それよりも右側のへんにある牧草地です。この案件は、書いてあるように会社の中での異動と。グループ会社ですので、今回見に行くと前回は何もされていませんでしたが、かなり●●●●●●●●●●の方も改装し、あるいは●●●●●●●●●●の方も耕運されて、ここで肥育の方をやっていくとお聞きしました。グループ会社の中での異動なので問題はないというふうに確認をしまりました。以上、2件についての報告を終わります。

○水重職務代理

はい、続きまして、受付番号34号について5番 藤原委員お願いします。

○藤原委員

それでは34号について説明いたします。5月10日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しております。この場所は、図面番号26-34をちょっと確認していただきたいんですけども、●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●のところを●●●●●●●●●●に下っていくんですけど、その下りはじめのところの●●●●●●●●●●に向かって左側のちょっと上がったところにあります。この場所はその横に●●●●●●●●●●さんのお家があるんですけど、すぐ隣になっております。現状は畑なんですけど、その横にすでに●●●●●●●●●●さんの方から譲り受けた畑がありまして、そのすぐ横の半端な土地なんですけど、今回これだけ残っていたんですけども、これを引き取ってほしいという事で、これを引き受けることになってですね、家庭菜園として使っていくという事です。隣の土地につきましてもすでに野菜等を植えておられますし、自宅もすぐ近くなもので今後とも畑として活用されることですので、周りにも全然問題ありませんので、この案件は承認しても問題ないと思います。以上です。

○水重職務代理

はい、続きまして、受付番号35号について10番 田中委員お願いします。

○田中委員

はい、10番田中でございます。受付番号35号について、現地の調査を去る5月11日午後から農業委員、推進委員、事務局とで調査を実施いたしました。その詳細についてご説明申し上げます。

この案件につきましては、●●●●●●●●●●氏が、●●●●●●●●●●氏に農地11筆18,979㎡を所有権移転するという案件でございます。この●●●●●●●●●●氏は若干病弱でもありますし、今後耕作、農業を適正に進めていくのが困難であることから、●●●●●●●●●●氏に所有権の移転をするものでございます。今後も耕作等々をしていくという事で問題はないかと思っております。

場所でございますが、別添の地図をご覧くださいと思います。図面26-35をご覧ください

ただきたいと思います。場所でございますが、上段の地図でいいますと、場所が2か所に分かれておまして、最初に図面右側の高宮町●●という中を黒丸で囲っておりますが、この場所というのはちょうど現地の中ほど上に●●●がございまして、上にいきますと高宮町の●●●の●●●●、それから左にとっていきますと高宮町の●●●、右へまいりますと高宮町の●●、下に行きますと●●●、●●に到達いたします。そんなところでございまして、基盤整備はすでに終わっております、場所的には非常にいい場所でございます。

それからもう一か所でございますが、図面左側でございます。4筆ほど●●●●●●以下4筆でございますが、最初の説明を申し上げました場所の地図でいいますと左側でございますが、ここも●●が通っておりますが、上にまいりますと先ほど言いました●●●にいきます、それから●●●●●、それから左側下へ斜めに下っていきますと●●●●●というふうなところがございます。道路から約200m余り入ったところへ4筆でございます。今後も耕作はきちっとしてまいるということから、特段な問題は発生しないかというふうに見てまいりました。許可妥当ではなかろうかと思っております。以上で報告を終わります。

○水重職務代理

以上で調査報告を終わります。

ここで質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はございませぬか。ありませんか。質疑、意見がないようですので、質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○水重職務代理

はい、全員賛成でございます。よって、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり許可することに決しました。

ここで議長交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時53分 休憩

午後1時53分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第3 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より、提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて、担当委員の調査報告を行います。

受付番号12及び13号について、11番 境江委員さんお願いいたします。

○境江委員

11番 境江です。番号12、13についてご説明申し上げます。5月12日、農業委員、推進委員、事務局とで現地の確認を行いました。

12号の件でございますが、この場所は●●●●●を進んでいきますと、美土里町●●で●●●●と交わる場所があります。その●●●●●を右手に●●●●●に少し行きますと、●●●●●並びに●●●●●●●●●●がございまして、それを少し行きますと、●●●●●があり、●●●●●を過ぎて150mぐらい行ったところに●●●●●さんの今回の申請地がございまして、図面番号は27-12ですが、大変見づらいと思います。この場所を確認しましたところ、畑でございまして、●●●●●さんは現在、単独槽を据えておられますが、単独槽経年劣化してまいりましたので、家のすぐ前にあるこの土地に新しく合併浄化槽を作り、駐車場を設けたいという事でございます。現地の確認はしたところ、転用により周辺にかかる状況はないと思います。

続きまして、13号ですが、先ほど言いました●●●●●並びに●●●●●・●●●●●●●●●●がある場所を右手に●●●●●を入ります。300mぐらい行ったところに、今回申請がございまして畑がございまして、この場所のすぐ下に●●●●●さんのお家がございまして、確認しましたところ、この場所には経年劣化した駐車場兼倉庫があり、軽トラックが停まっております。今回これが分かったのは●●●●●さんが相続することになり、相続の手続き上で発見されました。大変申し訳なく大変すみませんでしたという事で始末書をつけて今回提出されております。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で、調査報告を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか。質疑、意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し採決に入ります。議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請通り許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請通り許可することに決しました。次へまいります。

日程第4 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

はじめに事務局より、提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、担当委員の調査報告を行います。

受付番号22、23、24、25、4案件について、1番 光永委員さんお願いいたします。

○光永委員

はい。1番 光永です。受付番号22、23、24、25は場所も同じ場所であり、譲受人の方が同一のため、一緒に説明させていただきたいと思います。

5月11日、推進委員、農業委員、事務局とで現地を確認してきましたので報告します。場所ですが、先ほど図面番号26-31の図面で、●●●●●●沿いの●●●●●●のすぐ先の●●●●●●●●●●という図が載っていますが、その手前の田んぼです。今回、●●●●●●のこの場所は、1区画に40年ぐらい前に、もう少し前かもしれないという事でしたが、聞き取りをすると1枚の圃場になっております。その中に、譲渡人4件の田んぼが入っております。全て1区画になっています。今回●●●●●●さんの●●●●●●の駐車場を今年の春まで借りていたのですが、そこを返すということになりまして、どうしても駐車場が欲しいということで、下の図面のように駐車場を作りたいという事で、他にも色々なところにあたってけど適当な土地がないということで、この農地を買うという事になったという事で、やむを得ないかなと見てまいりました。水路等は、ちゃんと整備してもらおうということで確認しております。以上、22、23、24、25について報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。

次に受付番号26について、11番 境江委員さんお願いいたします。

○境江委員

11番 境江です。受付番号26について、ご説明申し上げます。5月12日、農業委員、推進委員、事務局とで現地の確認をいたしました。この場所ですが、4条申請で言いました、●●●●●●さんですけどね。●●●●●●及び●●●●●●をしばらく行くと●●●●●●。そしてその前にあるのが今回申請された●●●●●●さん、●●●●●●さんの場所。この地図番号28-26によりますと、●●●●●●という場所が●●●●●●さんのお家です。本宅でございます。すぐ近くにある場所で、お孫さんである●●●●●●さんが今回こちらに帰って家を建てたいということでございます。現地の確認をしましたが休耕田でございました。●●●●●●さんの娘さんが●●●●●●さ





ります。議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請通り許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請通り許可することに決しました。

ここでトイレ休憩として暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時21分 休憩

午後2時24分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第5 議案第29号 非農地証明申請についてを議題といたします。

はじめに事務局より、提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、担当委員による調査報告に入ります。

受付番号6号について、5番 藤原委員さんお願いいたします。

○藤原委員

はい、5番 藤原です。それでは6番について、現状報告いたします。

5月10日の日に、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しております。現地の状況は図面番号29-6をちょっと見ていただきたいんですけども。ちょうど●●●というところがございまして、●●●という谷がずっと深い谷があるんですけど、そのちょうど上側の山の上のようなところなんですけれども、●●から●●●に抜ける●●がずっと走ってるんですけど、●●の近くにちょっと開けたところがあるんですけども、そこが今現在、家が5、6軒ですかね、家が点在しているところなんです。全体にこの地区は耕地としては広くはないんです。それで現状を見ますとですね、周りは●●●●●●とか、●●●とか、あとは遊休農地、耕作放棄地みたいになってまして、この一角については、今耕作をしているようなところはないんですよ。この申請地につきましては、1、258㎡ありまして、1枚の田んぼになっているんですが、田んぼ自体はですね、昔の区画整備されたような大きな一枚田になってまして、農道に囲まれておりまして、コンクリートの畔があつて、水路も整備されているとこな

んですけれども、現在の状況は長年、二十数年、平成9年頃からですから24、5年ずっと作ってないような感じなんで、現状の方はカヤが生えてですね、カヤの株がずっとあって、木は、大きな木がたっているようなことはないんですけど、カヤが生えているというような状況なんです。

●●さんにつきましては、農業の後継者もないということで、平成9年頃ではないかと思えますけど、主人が先に亡くなりましてですね、その後、奥さんも高齢ということで、今後はこの土地もなかなか、このまま、山寄せの方なんでなかなか、法人とかそういう近所の者は、周りがそんな状況ですので、田んぼとして作っていか、畑として使って作ってもらえる者もなかなか現れないんじゃないかというような状況なんですけども。

ただ、現状を見たときに、これを非農地証明として農地法から外すのがいいのか、農地法の縛りを持ちながら転用とか、それからほかの用途の方で農地法の制約を受けながら処理していくのか、ちょっと難しい状況なんです。それで、田んぼの状況を見ましたら、この程度の田んぼのものは八千代町の●●でも●●●●の方でもこんなところが増えてきているんです。今後はこういった形ではほどの農業の方が展望が良くならない限りは、どんどんこんな状況が出てくるんじゃないかなという感じがする。そうした場合にすぐ非農地証明として農地法から外すのか、それとも他の方法で農地法の方でやるのかなという事で、ちょっと皆さんの方にどういったスタンスでやるのかというのをですね、ちょっと皆さんに協議してもらえればなど。今までとちょっと違うような、山寄せの山林に、山に戻るような場所でもないし。事務局の方もちょっと検討してほしいなという事を、先口現場確認した時にお願いしているんですけれども。現状ではそんなところなんです。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。

次に受付番号7号について、7番 津田委員さんお願いいたします。

○津田委員

はい、7番 津田でございます。それでは受付番号7番について去る5月12日に現地の調査を行いましたので報告をいたします。農業委員2名、推進委員2名、事務局2名で現地を調査をいたしました。

まず場所ですが、別図の最終ページをご覧ください。申請地は丸と書いてありますが、その地図にでている一番右端に●●●●●があるんです。ここから●●●●●に向かって●●が走っているわけですが、●●に面した土地という事になります。見てもらうと右側はほとんど農地はありません。山がすぐ近くに接してきておりまして、農地はほとんどなく、平地があれば住宅として利用されておるといったような状況の土地です。それで、●●から4、500m来たと

ころだと思うんですが、その●●に面した丸のところは山まで棚田のように段々の農地が昔はあったんであろうなというようなことがうかがえました。石垣等が見えましたんで。ただ今は全く耕作されておりませんので、相当荒廃をしております。資料には山林と書いてありますが、そこまではいっておりませんが、とても将来農地として活用できるような状況ではございません。面積も面積で狭く、農機具も入らないというような事で、これは非農地としてやむを得ないというふうに思うわけですが、●●さんというのは●●の住所になっておりますけれども、この丸の上に●●●さんという家が昔はあったんです。その方の土地で●●家に嫁に行かれて、その人がおそらく土地を相続されたんでしょう。この度、●●さんの方から非農地という形で申請がなされたわけです。耕作は将来にわたってほとんど不可能という事で、やむを得ないと見ましたが、まだ上に5、6枚あるんですね。これが誰の土地かというのは時間もななく調査をしておりますが、これは当然同じような手続きがとられるべきではないかという事で、今後調査をしてみたいと、あるいは指導してみたいと思っております。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。入りたいと思いますが、先ほど藤原委員さんの方から協議をというご意見がありました。調査の結果だと思えます。従いましてここでご意見を、皆さん方からご意見を聴取させていただき、また、事務局等の考え方もあると思えますので、先に事務局から考え方があれば言ってください。

○事務局

はい、事務局でございます。藤原委員さんの案件でございますが、事務局の方も一緒に現地の方を確認させていただいて、おそらくカヤぐらいで非農地証明を出していいのかどうかというご相談だと思うんですけども、今回も実を言うと圃場整備されている第一種農地という事であるんですけども、非農地証明は原則山林化、原野化したような農地というふうに取り扱事務要領の方にも定めさせていただいているんですけども、まず、3条、4条、5条の許認可事務とは違う非農地証明という農業委員会の判断で出せる証明という形になりますので、独自の取扱要領に基づいて、非農地証明するのかどうかという皆さんの判断に基づいてやらせていただくんですけども、現地の状況はおそらく担当委員さんしか見てらっしゃらないので、他の委員さんが現地の状況はというと、カヤが生えていて一部に直径が4、5cmぐらいの雑木がぼつぼつと生えているぐらいでというので、基本的には農地としてまだ活用できるんじゃないかというご意見もあろうかと思うんですけども、そのへんが農業委員さん、農業委員会の独自の判断ができる範囲内という形になると思うんですけども、周辺の農地の活用状況もしくは今後の農地の活用を見込みを総合的に判断してもらって、農地の荒れ具合、もちろんある程

度は荒れてないとダメですよという形にはなると思うんですけども、その辺の判断を担当地区の委員さんで判断していただいて、もし非農地判断としてはまだ早いという事であれば、受理できませんという形で申請者の方にお返しすることもできるんですが、さっき言ったように周りの農地の耕作状況ですよね。今後の。状況によっては私ども色々非農地証明見させていただいているんですけども、草とか木が生えにくい農地というのものもあるんですけど、荒廃化して10年20年経っているけど、下が硬い土でとてもなかなか草も生えないんですけど、土地の状況からするととても農地に復元できるかいうのも多少あるんですけど、今回の申請地の方は水路も整備されて、圃場整備もされとって。カヤが生えて草が生えているだけでどうなのかなという事だと思うんですけど、事務局とすれば公平さを保ちつつ、周辺農地に影響がなく、今後の農地としての活用が難しい、復元が難しいという判断で委員さんに判断していただければとしか事務局の方は言えないんで、あくまでも申請したから非農地証明を出しましょうという事ではないので。その辺を総合的に担当委員さんの方で判断していただきたいと、事務局としては思っております。

○田中会長

調査時の推進委員さん等々の皆さんのご意見はどうだったでしょうか。

○藤原委員

現地を確認したところは先ほど事務局も現地を確認されてますんで、今までは非農地証明を出すというのは、今まで現地を色々見させてもらったのは農地として回復は難しいし、現状山林に近くなっているというもので、畑やら田んぼとしてのていを成していないというようなところで、自然にかえるような状況になっていると。それと将来的にはここをもう田畑にかえず可能性もないような所で、今まで見た中では非農地証明もしょうがないなという気がしていたのですけれども、今後、非農地証明の出し方をどういう立ち位置で考えていくのかという事を、一つの線を出しておかないといけないんじゃないかと思うんですけど、こんな場合はどんどん出てくるんじゃないかなというような。先日、研修に行った件で、兵庫県の丹波の先進地域の農業委員の方が話しをされていましたけど、今までの農地を全部農地として活用していくのは無理だと。農地として本当に残していかないといけん所と、担い手がカバーしてできるような所をしっかりと地図上で住み分けして、ダメな所はどんどん省いていって、守らないといけない所だけを集中して、担い手なり他な者でカバーしていくというような形にしないとしょうがないという事で、そういう方向でやろうと思っておりますというようなことを説明されていましたが、全くそういう事になるのかなと思ったりはしているんですけど、ただその時の手法として非農地証明ということで、非農地証明でさっと住み分けしていくのか、他な転用とか他な方法をやるのが正しいのか、その辺がよくちょっと分からないんですけど。その辺を一つ線を出し

ていただければ、次の案件が出た時にやりやすいんじゃないかという事で、私考えるのがこの非農地証明が初めてのケースで、こんな状況がまた次がどんどん出て、予備軍がいっぱいありますんでね。そういった時にまたどうなのかなと考えるわけですけど。その辺をちょっと議長さんの方で諮ってちょっと線を出していただければなと思います。以上です。

○田中会長

現地の方は八千代の農業委員さん以外は現地の方は見ていらっしやらないので、我々もどういう状況なのかははっきり分かりません。ただ、この地図から見ると、傍には施設が色々あるように見えるんですね。●●か●●かを境にして、●●さんとかいう民家もあるという事。それから、●●●●の辺は田んぼがあるようですし、農道を境にして周辺が、例えばこれを非農地にしていきますと、林野化していきますと周辺地域に影響が出るのか出ないのか。今はカヤかもしれません将来立木が立ちますと周辺に対する影響とか、あるいは現況での影響等々あるのか。ケースバイケースだと思うわけですが。例えば誰が見ても林野化して、どうにも農地として復元ができないというものと、これはおそらく側が開けておって、地図だけの想像ですが。どうなのでしょう。一つのルールを作れとおっしゃりますが、なかなか豆腐を切ったようにならないと私は思うわけですよ。現状誰が見ても林野化して農地には復元できないというものと、これは少しどうかな、カヤが生えているけど周辺等々あるいは将来の事を考えるとこれを非農地証明していいのだろうか、という。ルール作りをするのは難しいと思うんですね。だから現状の状況をやはりある程度しっかり把握して、あるいは周辺への影響等々も把握して判断する必要があるのではないかと私は考えるのですが。何か皆さん方の方でご意見、これまでの判断された多数の非農地証明の関係もありますし、ご意見がございましたら遠慮なくご発言いただきたいと思うのですが。

○津田委員

ちょっとええですか。これ、非農地にする場合の大まかでもいいので国が示している基準はあるのかね。非農地にする場合にはこういうケースの場合は非農地になりますよといったものは、ないじゃろ。

○事務局

いえ、一応あるのはあるんですけど、自然的かい廃による農地に復元できないケースという事で。ただ、木が何本生えていたらとか、草がどれくらい生えていたらという基準は無いのが実態ですね。

○津田委員

我々が見てから、やむを得ないなというような判断で今はしてきたよね。逆に農家の持ち主の人が非農地にしてくださいと申請をされた時に、それを我々は却下できるんですか。

○事務局

もちろん農業委員会の判断による非農地証明ですので、ただダメっていうのは難しいんですけど、総合的な判断ですよ。荒廃度とか周辺の農地の利活用、影響度を踏まえての農業委員会による総合的な判断という形になると思うので、具体的にさっき会長さんが言ったように草が何本生えていたらとか、木が何本生えてないとダメっていうのは、なかなかラインというのは難しいので、その辺の農地の利活用の状況、周辺農地への影響度、今後の農地の活用の見込み、そういうものを総合的に判断して、もう農地に復元しても難しいということであれば非農地証明を出さざるを得ない、出してもいいよというのが国の指針という形になるので。

○津田委員

総合的な判断といってもそれが難しいから何か基準を作ってくださいや。と、今提案があったわけじゃろ。総合的ないうてもね。当然総合的に判断しないといけないのは当たり前の事なんよ。農地法の基本は農地をいかに守るかという所からスタートしとるから、できるだけ非農地にしたらいけんわけじゃから、何とか運営管理をしてくださいという趣旨でずっと作られてきとると思うんよね。法ができた当時は物凄く農地が大事だったから、それなりに大変な意味をもっていたと思うけど、だんだんと時代が変わって今のような高齢化社会で中山間地になってきたら、本当にその土地を管理できるかといったら、管理できない土地も間違いなくあるわけよね。そうなった時に、例えば私が一生懸命やりよったけど、調子が悪くなって、体が悪くなって誰か作ってくれと頼んだけど、ワシもよう作らんよ、ワシもよう作らんよと誰も受け入れがないと。そうすると、放置をせざるを得ないと。そうなったら、完全に荒廃をして林野化してしまうわけよね。そうなるんなら、山になる前に非農地証明をとって、太陽光にでも何でも他の目的に活用した方がいいんじゃないかという考え方もできるじゃない。その様な事になるから、基本的には農地を守らないといけないと思うんじゃけど、判断をする時に。やっぱり持ち主の問題よ。土地を持っている人の思いを聞いて、それを基本にして総合的に判断をする。今の集落はどういう状況になって、受け入れ態勢がどの程度あるのかというような事も含めて、本人が本当にどういう思いをしておられるのかという事を基本にして、総合的に判断をするというのが正しいのではないかという気がするんじゃけどね。よう分かりませんが。

○事務局

補足なんですけど。ここ数年、自然災害で農地が荒廃化しとって、その関係で国の方の通達だったと思うんですけど、自然災害、土砂が入ったりした時に、草は生えていないですけど農

地に復元するのが難しければ、これも一つの非農地証明の判断なんですけど、ただ、災害にあつてすぐ非農地証明を出すのは適正ではないですよ。やっぱり何年かは農地として復元する可能性が残っている以上は経過をみて、もしくは何年経っても復元してまで作る人が周りにいらっしゃらない、もしくは所有者さんも作る事ができないと判断すれば草が生えていなくても農地に復元できんのんですから非農地証明を出すんですけど、災害があつてすぐ翌年に非農地証明を出すのはあまりにも判断が早いですよ。将来農地をして利用される見込みがまだ残されているんじゃないか、というのを数年の経過で判断してくださいという事だと私は捉えたんですけど。ですから、今回のケースも何年も耕作されていない、まわりの耕作者も利用の目途がたってないという意味で、それが木が生えないとダメなのかというのは、総合的な判断だけというとうささないという方向でいくのか、それかもう平成9年から耕作されてなく、草が生えにくい状況であつて、20年ぐらいはもう作っていないという状況から総合的に判断するのも一つの方向ですので、あんまり早く判断しすぎるのはよくないと思うんですけど、逆に木が生えるまで20年も30年もほっといてくれというのも、なかなか今後難しい状況にあるのが一点と、それから非農地証明を出したとしても今後農地に入れたらいけないという事はないんですよ。農家台帳に追加登録することもできますので、一旦非農地証明を出しておいて、実際に耕作、耕して何かを植えられるのであれば、もう一度農家台帳に搭載するという事も可能性としてはできないことはないと思いますので。ただ、所有者さんがそれを望むかという可能性は低いかもしれないですけど。一旦農地から除いてしまうと難しいかもしれませんが、非農地証明を出したからといって、今後農地には入れてあげないよという事ではないので、一旦この状況から総合的に判断して、非農地証明を出すというのも致し方ないのかなと、事務局としては思っているんですけど、その辺は現場の農業委員さんの農地の利活用の今後の状況については地域の農業者さんとか耕作者さんにある程度見込みがあるのであれば、まだ非農地証明を出すには早いとするのも一つの説得理由になると思いますので、その辺を農業委員さん、推進委員さんで非農地証明の時には、一つ判断材料として近隣の耕作者さんにあたってみるのも一つの判断方法だと思いますので、その辺が事務的にできるかどうかというのは委員さんの状況にもよると思いますので、その辺も総合的にというふうに事務局の方は思っているのですけれども。

○田中会長

その他何かご意見等々ございませんか。

藤原委員さん、八千代の推進委員さんのご意見はどうでしたか。

○藤原委員

なかなか一つの線を出すのが難しいんでケースバイケースというような話しなんで、統一し

た意見を出しにくいという事であれば、八千代の判断としては個人的に言えば、●●さんも高齢だし、農地として活用するのは難しいと。周辺の方を見ましても耕作放棄地が広がっているということですよ。●●●●●●●●があるという事で、農地として再生するというのは、なかなかよほど物好きな人が来てやらない限り無いでしょうし、この一帯も農地としてですね、地域としてもならないんじゃないかと、周りも遊休農地になっている所もそれぞれが水路とかが確立されていますんで、ここを非農地としても問題はなかろうかと思うんです。ただ今言うように、非農地証明とする事について、手続きとか法律上問題ないのであれば、非農地証明を認めてもいいんじゃないかなと八千代の黒瀬君とも話しをしたんで、推進委員としても現状を見てですね、そんな状況なんです。非農地証明がいいかどうか、もし非農地証明でいいのであれば申請を受けてもいいのではないかなという事です。ただ、今後こういう荒れ具合の田んぼはいくらでもあるので、周りが全部作っている中の所の方で非農地証明を出すかどうかは問題になるところだと思うんですけど、それはその時に判断するという事で、この件については非農地証明に問題がなければ認めてもいいのではないかと八千代の方では意思を確認はしてるんです。以上です。

○田中会長

はい、ありがとうございました。その他ご意見等々、この案件以外でも結構でございますので、ございましたら。よろしいですか。

藤原委員さんのご意見また、推進委員さんの意見も聴取されておるようですので、ここで質疑、意見を打ち切りまして採決に入りたいと思います。

議案第29号 非農地証明申請について、申請通り受理することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

したがって議案第29号 非農地証明申請については、受理することに決しました。ありがとうございました。次に参ります。

日程第6 議案第30号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局の説明を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんかね。質疑、意見がな

いようでございますので、質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第30号 農用地利用集積計画の決定について、本案は計画通り決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手願います。見坂さんよろしいですかね。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、全員賛成でございます。よって、議案第30号 農用地利用集積計画の決定については、計画通り決定することとし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。

日程第7 議案第31号 農用地集積等利用促進計画原案の諮問についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局の説明を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方のご発言をお願いいたします。ございませんか。よろしいですね。質疑、意見がないようでございますので、質疑、意見を終了し、採決に入ります。

議案第31号 農用地集積等利用促進計画原案の諮問について、原案通り設定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第31号 農用地集積等利用促進計画原案の諮問について、原案通り設定することに意義のない旨を市長に回答することに決しました。ここで説明員の入室のために暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時05分 休憩

午後3時10分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第8 議案第32号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(地域営農課 末長主査朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で要点説明を終わります。

これより、担当地区の委員による調査報告を行いたいと思います。尚、会長、職務代理共に調査報告がございますのでこのまま議事の進行を行います。また、非農地証明について審議済みの位置番号5、17、18と、位置番号19、30の電気通信事業による中継基地の許可不要案件については調査報告を省略いたします。はじめに、吉田地区位置番号1、2、3、4の4件について、4番 見坂委員さんをお願いします。

○見坂委員

4番見坂です。受付番号1、2、3、4号について報告します。5月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認いたしました。

まず、申請人が同じの1号、2号について報告いたします。図面は吉田の図面を見てください。位置番号の1、2をご覧ください。場所は吉田町●●の農地です。この農地は●●●●●●●●●●をちょっと下がったところに、左手に曲がって●●●●●●●●●●に向いて行く道があるんですけど、その右上の方に●●●●●●●●●●の旗がよくたっている所に申請人の住居があります。ここに長男夫婦との二世帯住宅で、この農地をちょうど道路端の所にある農地で、駐車場としてこの二世帯の家族と住むための、建てております。その駐車場が狭いので駐車場として利用するためにこの申請を出されました。丸2の位置は、この住宅の道路の下に、道路を挟んで田んぼを挟んで下にある別宅があるんですが、そこに農地の倉庫と、庭敷きを利用するために申請されました。この度所有権移転をする時に、ここを倉庫と、農機具などを入れる倉庫と宅地にちょっとずれているところがあるので、そこの広げるための敷庭として利用するために申請されました。

次に3と4の、これも申請人が同じ人です。場所は吉田町●●となっておりますが、場所的には●●です。●●のこの申請人の宅地、住宅の前が道路がこの度広がっております。それを下がりました所に、この道路下にこの申請地があります。申請人は高齢で農地の管理耕作が困難で、現在休耕地になっております。この農地に太陽光発電設備を設置、利用するために申請するものであります。この利用しようとしている農地の隣接するところには、もう他の方が太陽光発電設備を設置されております。この申請地は、この1、2、3、4の申請地は、いずれも集団農地の農作業の効率化を妨げることもなく、周辺営農には支障のないことを確認いたしました。以上、報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に位置番号6、7、8、9、10、11、12及び13につい



移転するための除外申請です。申請人の所有する土地の一部にあり、許可はやむを得ないものと確認をしてきました。

最後13です。別図の13をご覧ください。申請地は●●●地区の●●●●●●の東の麓にあります。相続により取得しましたが、長年墓地として利用していた土地が農地であることが判明し、現況に合わせて転用する除外申請でございます。長年使用しており周辺農地等には影響はなくやむを得ないものと確認をいたしました。

以上で、6、7、8、9、10、11、12及び13の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に八千代地区にまいります。位置番号14、15について、8番 黒瀬委員さんお願いします。

○黒瀬委員

14、15の説明をいたします。

14、これは住宅の一部が畑にかかっていたため、その申請です。

15は、以前太陽光を設置するために、以前進入路として申請許可を受けていたんですが、今回は固定の進入路のための利用の申請という事になりました。以上、説明を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に位置番号16号について、5番 藤原委員さんお願いします。

○藤原委員

藤原です。16号について説明いたします。図面番号16番を見ていただきたいと思うんですけど、八千代町の●●の近くで、近くに●●●●●●●●があるんですけど●●より50mぐらい下がったところの道のそばに●●というお家があるんですけど、この●●さんの所の下側が今回の申請地なんですけど、そこは田んぼになっているんですが、●●さんのお家が庭敷きが狭いという事で、ブロック塀をついて、庭敷きの方が狭いんで、そこを広げてですね、宅地を使いやすくするという事です。現地の田んぼにつきましては、ブロック塀の下に共有の水路が通っているんですね。これがちょっと支障をきたすんですけども、●●氏の言うことには拡張する部分の端っこの方に、田んぼに共有の水路を移しかえて造成を行うという事なんで、周辺の用水とか、そのへんについては支障のないようにするという事でございます。田んぼを削るにしても最小限の面積なんで、特にそういう手当てをするという事であれば除外の方も問題なろうと現状確認しております。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に高宮地区にまいります。位置番号20、21号について、2つの案件につきましては2番 秋國委員さんの担当でございましたが、今日ご欠席という事でございますので、変わって私10番 田中がご報告申し上げます。

この案件でございますが、20、21につきましては、●●●●●また、●●●●●これは親子関係でございますので、場所も同位置でございますので、2案件ともまとめて報告をさせていただきます。この案件につきましては、●●氏が高齢でございます。また、耕作しておる水田、これは非常に水が無いという事から、耕作ができないというような状況になっております。したがってこれを太陽光発電設備に変更するという事の申請でございます。

場所でございますが、高宮町の●●●、●●●という場所でございますが、美土里町●●●から出ています●●●、これを●●●●●にずっと上ってまいりますと、●●●の●●●がございませぬ。その●●●手前の約800mあまり手前に位置します。道路のすぐ上に、高い所に田んぼがございませぬ。この申請地につきましては、今後周辺にはほとんど田んぼがないという事と、山林が、山が近いことから周辺地域への影響、あるいは他者への耕作の問題等々は発生しないという事から、やむを得ない申請だというふうに判断をさせていただきました。以上で報告を終わります。

次に甲田地区にまいります。位置番号22、23、25の3件について、1番 光永委員さんからお願いをいたします。

○光永委員

1番 光永です。位置番号22、23、25について報告します。5月11日現地を確認しております。

22については、先ほど5条申請でた●●●●●さんという会社が目の前にあります。その向かいにです、今回の申請の除外をする土地をやはり購入して、従業員の駐車場にしたいということだそうです。ちょうど会社の向かい、●●●●●を挟んだ反対側に。裏側は圃場整備をした農地がありまして、圃場整備した農地と●●●●●に挟まれた所に今回の申請地があります。今は、耕作はされておられませんので、致し方ないだろうというふうに見てまいりました。

続きまして、23番の報告をします。これは、図面番号23の一番左下の方に、●●●という●●●に近い橋があります。そこからちょっと●●●方面に行った所に、地図では●●●というお寺が、山の手、●●●よりも上に●●●というお寺が見えます。それから、少し●●●の方に行ったところにこの現地があります。ここをよく何に使われるかという事なんですけれども、申請にあるように色んな舞台として使うというような申請という事ですので、広島の方から色々な方が来てですね、ここで催しをされるというふうにお聞きしております。今回農振除外で、隣は申請人さんの自宅という事で、一応よかろうと。若干野菜等も一部作られていますが、ほ

とんど作物は作られていない畑として使用をされている状況でした。ここについても仕方ないなというふうに見てまいりました。

続きまして、25番を見てください。この場所はですね、非常に難しい場所なんですけども、図面としてはやはり●●●●●●●●の●●●●と●●●●のちょうど中間点にですね、●●●というお店がありました。そこから少し上がった所から、●●●を渡ってかなり山の方まで200m近く上がったところに現場がありました。この場所はですね、もう焼き物をする工房、あるいは焼き物を焼く窯等々は随分前に作られたような場所です。その一部が申請に入っていないという事で今回の申請になっております。広島の方から焼き物を、陶芸教室をしたいと、そのような場所にしたいという事で今回の申請なんですけど、一部はもう建物が建っているという事で、今から農振除外をして申請がまた出てくる時には始末書を添付という事になろうかと思えます。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に位置番号24号について、9番 仁伍委員さんお願いいたします。

○仁伍委員

はい、9番 仁伍です。24号について報告します。5月11日、農業委員、推進委員、事務局と現地を確認しました。場所は、甲田の●●●●●●●●がある交差点から●●を●●方向へ1km行った右手になります。申請地は現在、住宅、農業用倉庫が建っていました。申請人は相続で申請地を取得されましたが、農地のままになっていることに気づいたため、今回の申請になりました。住宅ができてからもう20年以上になるようなんですけど、周辺の営農等に支障はないようですので、今回の申請は妥当だと見てきました。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に向原地区で、位置番号26、27、2件について、6番 山本委員さんお願いいたします。

○山本委員

はい、6番 山本です。位置番号26、27について報告します。5月15日、推進委員、農業委員、事務局と現地を確認しました。

まず、26号ですが、図面26をご覧ください。申請地は●●●●●●●●を●●から、●●●●●●に約2km行き右手方向に約500m行ったところにある未整備田390㎡です。現況は原野となっており、現在3世代で居住している家が手狭なため、隣に娘さん夫婦の住宅を新築



○津田委員

意見でも何でもないんじゃがね、ちょっと違和感が感じられたんじゃけど、資料の作り方よね。先ほどの1ページ目を見てもらうと、その他の所に面積が書いてあるよね。これについては駐車場として利用するんですよと。その下は倉庫として利用するんですよと。で、その他のところ理由の所は説明がいつとるわけよ。左と右がね。ところが3番目になると2, 707㎡の所は書いてないじゃない。太陽光に利用したんじゃろうというのは、資料をずっと読んでいたら、同じ目的として利用しとるんじゃから、ここは書かんかったんじゃのというのは分かりますよ。ただパッと見た時には、これは書き忘れてるんじゃないかと思うんですよね。どう思いますかね皆さん。これは何で、どういう目的で2, 707㎡使ったんかのと。同上とかね、丁寧にすれば同じ言葉で書いてあれば丁寧なんじゃろーけど、同上でもいいから書いてあったら分かりやすいんじゃけども、書いてないと書き忘れたんじゃないんかのと錯覚する。そういう所が何か所もあるんよね。最後までいったら。ちょっと僕は資料の作り方が、ちょっと違和感を感じる。皆さんはどうか分かりますが。

○田中会長

どうですか事務局の方は。ただ今のご意見について。

○事務局

すいません、これは農業委員会で資料を作成したものではないので、地域営農課の方で。見栄えの話しだと思うんですけど。

○津田委員

大した話しじゃないんじゃけど、ちょっと違和感を感じやせんかのと思ったんよ。

○事務局

例えば17番とかですよ。17番とかだと、同じような書き方にした場合、ずっと列がずれてもの凄い広さになってしまうんですけど、例えばカギ括弧を入れるとかですね。空白がすごい出来るようになるんですけど。

○津田委員

例えば1ページ目よね。最初の分の上から3番目。2, 707というのがあるでしょう。その横は何も書いてないじゃない。という事は太陽光の発電として利用するためなんでしょう、これは。

○事務局

津田委員さん17番はどんなですか。17番も同じような書き方がいいですか。

○津田委員

17番。Aの1よ。ワシが言うとするのは、Aの1。1ページ目よ。

○事務局

ええ。17番もちよっと見ていただいて。

○津田委員

17番。

○事務局

はい、位置番号の。

○田中会長

結局、3番の2、707㎡が太陽光として利用するのかどうか、はっきり記載がないというふうなご意見なんですかね。

○津田委員

記載がないというか、書き忘れたんじゃないかと。

○田中会長

同上とか、チョンチョンとか記載があれば。

○地域営農課 末長主査

基本的に、文の都合で。例えば3番。番号に対して目的は一つというようにしたいのですが、今回2番の所でイレギュラーな格好なんです。住宅地分が発生したので、ここについて追加させてもらったような格好になったんですよ。ほんといえ、その番号のところは1案件ということで、今まで作っていたのですが、この度そういうことで追加させてもらいました。こちらとしては、2筆、3筆同じ目的なら2つ書かなくてもすむんですが、この度みたいに2目的で1申請が出た場合は、配慮させていただくように今後考えてみたいと思いますので。

○津田委員

カギ括弧で1行ですましてもいいじゃない。

○地域営農課 末長主査

そうですね。見栄えの事は考えさせてください。

○田中会長

その他ご意見ございませんか。先ほどの件は、検討して分かりやすいように次回申請からは配慮していただくと。その他ご意見ございませんか。

質疑、意見がないようでございますので質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第32号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更について諮問のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

全員賛成でございます。よって議案第32号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更については、諮問のとおり認定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに決しました。ありがとうございました。

日程第9 議案第33号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に係る意見についてを議題といたします。はじめに事務局より要点説明をお願いいたします。

○事務局

概要については、地域営農課 末長主査より説明をいただきます。

○地域営農課 末長主査

はい、では引き続き、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しについてご説明の方をいたします。資料を1枚はぐっていただきまして、次のページの方をご覧ください。

この度ですね、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しについてという事で、農業経営基盤強化促進法というものがあります。これに基づきまして、利用権とか認定農家とかそういうことを進めている法律であります。これをですね、この度、第6条第1項の規定に基づき農業委員会の方へ意見を聴取しなければならないという事で、聴取させていただきました。

内容としましては、今の国の政策によりまして、今年から2年間で地域計画というものを作らねばならないという事になりました。この地域計画というものがですね、これからの農地、

農業を守るために、5年後、10年後、農地をどういう方に担ってもらうか、そういう計画を立てていくというふうな制度になります。その計画を作ることによって、これから安定した農地利用に基づき農業をしていくという事になると。いう事になります。

それで、この度ですね、1の(1)ですね。農業経営基盤の強化の促進に関する目標、2番、農業経営基盤の規模・生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標等ですね。1から5番についてを見直しをすると。尚、この見直しの内容につきましては、ほぼ広島県にこういう風に見直そうという案がありまして、これを今までの安芸高田市の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に当てはめて、見直しをさせていただきました。

今回の見直しの主な内容なんですが、まず(1)ですね。農業経営基盤強化促進法の改正、県の基本方針の改正に伴う改正。これが地域計画による改正です。

2番目。農業を担う者の確保および育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項の追加です。担い手の方の確保と育成を目指していかないと今後の高齢化していくという農業には厳しいのではないかという事で、そういう方向に向けての支援の実施等を入れていくという事になります。

3番目。人・農地プランの記述の削除及び地域計画の変更。従前ありました、人・農地プランですね。これも5年後、10年後という事で、農地の計画を集落で話し合っただけという事だったので、なにぶんその中で話ししていただかないと始まらないという事がありまして、なかなか思ったように全地域を占めるという事ができませんでした。こういったことで、改めて地域で、市全体で進めていくという事での変更になります。

4番目。その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項の追加。これは先ほど言いましたように担い手の方へ預ける計画をどんどん示していくと。

5番目の地域計画推進事業の記述。

6番目の移行期間における利用権設定等促進事業の取り扱い。これについては、この2年間の地域計画を策定までの間の法手続きについての事です。

7番目。新たに農業経営を営もうとする青年等の育成に関する事項の削除。今まででしたら認定農業者等ですね、大型農家ということで進めていましたものを担い手としてやってもらうという事です。今ありますけど半農半xとかですね。これから農業ともう1つ別事業をやるというところにも担っていけるように、わりと面倒を見てもらえる所には渡していけるように、そういう制度の見直しであります。尚、この下にもありますように、地域計画とは協議を行って、農業の将来のあり方や農用地の効率的、総合的な利用に関する目標として、農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを作成、明確化し、公表した農業経営基盤の強化の促進に関する計画であり、という事で、これからですね、安芸高田市の方でもこの農地については、誰が預かっていく。この農地については誰が預かっていく、というような地図を

どんどん作成してですね、それを協議の場という事で集まっていただいて揉んでいただいて、話し合いの中で、その上で、地域、安芸高田市として市全体の農地をどのように守っていくかという事で進めていきたいと思っております。そのためのこの度の、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しとして提案させていただきました。審議のほどよろしく願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。ただ今、末長主査より説明をいただきましたが、このマニュアルについてご意見、ご質問ございましたら遠慮なくご発言をお願いいたします。この構想案が通過しますと、今後は地域計画を作成する準備に入るという理解でよろしいですか。

○地域営農課 末長主査

はい、そうなりますね。これからですね、これを基にですね、安芸高田市地域計画の策定推進協議会というのを市の方で考えております。これにつきましては、皆さん農業委員さんにもご協力いただき、各地域について今後の農業、農地のあり方という事で協議してもらうことになると思います。なります。ですので、引き続きご協力の程よろしく願いいたします。

○田中会長

その他、ご意見、ご質問、ご要望等ございませんか。よろしいですか。ございませんか。質疑、意見がないようですので、質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第33号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に係る意見について本案通り認定することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

賛成多数でございます。よって議案第33号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に係る意見については、本案どおり認定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに決しました。以上で、本総会に付議をされました案件の審議は全て終了をいたしました。

これをもちまして、令和5年第5回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。  
大変お疲れでございました。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時57分 閉会